

記載例

教育・保育給付認定申請書

令和 6年11月1日

京丹波町長様

申請者（保護者）氏名

〒622-0292

京丹波町蒲生蒲生野487番地1

名 京丹波 太郎

号 0771 (82) 1394

はじめて教育・保育給付認定を申請される方は「教育・保育給付認定」に○印を付けてください。

継続入園の児童の場合（教育・保育給付認定を受けた方）は、「現況届」に○印を付けてください。※利用希望期間の記入不要。

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る教育・保育給付認定等を申請します。

■申請事由：教育・保育給付認定 ・ 変更認定 ・ 再交付 ・ 返還 ・ 現況届

※いずれかに○印を記入してください。

基本情報等

これまでに認定を受けていない場合、番号が分からない場合は、空欄にしてください。

ふりがな氏名	生年月日	性別	障害者手帳等の有無
きょうたんぼ さぶろう 京丹波 三郎	平成 3年9月1日 令和	男・女	有・無
支給認定証番号	保護者との続柄	第3子	
認定区分	☐ 1号認定 満3歳以上で教育標準時間（4時間程度）を希望 ☒ 2号認定 満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望 ☐ 3号認定 満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望		
利用希望期間 (変更あり)	令和 7年4月1日 から 令和 10年3月31日まで		

※「支給認定証」の交付に際しては、既に教育・保育給付認定を受けていない児童について、
②申請児童の家庭の状況

該当する認定区分に
☑してください。

令和6年4月1日を起点に、3歳未満の児童は3歳に到達する日の前々日まで、3歳以上の児童は卒園予定日までとしてください。なお、認定期間であって、入園決定期間とは異なります。※現況届の方は記入の必要はありません。

区分	ふりがな氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業	備考
申請児童以外の同居家族構成	きょうたんぼ たろう 京丹波 太郎	父	大・昭・平・令 61. 3. 30	男・女	地方公務員	
	きょうたんぼ みずほ 京丹波 瑞穂	母	大・昭・平・令 60. 5. 1	男・女	看護師	
	きょうたんぼ いちろう 京丹波 一郎	兄	大・昭・平・令 27. 8. 8	男・女	丹波ひかり小 4年生	
	きょうたんぼ じろう 京丹波 二郎	兄	大・昭・平・令 31. 4. 6	男・女	たんぼこども園 5歳児	
家庭状況	☐ ひとり親世帯 ☐ 生活保護受給者 (開始日) ☐ 在宅障害児(者)同居世帯 氏名: ()					
保護者の居住地の確認	< 令和6年1月1日の住所地 > 1. 京丹波町 (父・母) 2. その他 (父・母) (〇〇市)			< 令和7年1月1日の住所地 > 1. 京丹波町 (父・母) 2. その他 (父・母) ()		

ひとり親家庭や生活保護世帯などにかかる家庭状況は、利用料算定に必要な項目です。該当項目によっては、別途書類の提出が必要な場合がありますので、提出時に確認してください。

「2」に○印をつけられた場合、住所地（市区町村名）を必ず記入してください。

居住見込を記入ください。なお、居住地が変われば改めて手続きが必要となります。

※ 留意事項を裏面に記載していますので、確認のうえ①および②の各欄に記入してください。（表面）

＜ 留 意 事 項 ＞

- *別居の子どもがおられる場合、備考欄に「別居」と記入のうえ別途「申立書」を提出してください。
- *①で障害者手帳等が「有」のとき、②で「在宅障害児（者）同居世帯」に該当するときは手帳等の写し（コピー）を提出してください。（※障害者手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象である方、障害基礎年金等を受給されている方が対象です。）
- *世帯員の中で入園児童の他に、保育所、幼稚園等に入所している児童がおられる場合は、当該施設名、所在地、電話番号を「備考」欄に記入してください。
- *「保護者の居住地の確認」欄で「2.その他」とされた場合は、課税証明書等の提出が必要となります。

③世帯情報等の提供、個人番号の利用にあたっての記名欄

町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な世帯の町民税等の税情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を閲覧すること、別紙「個人番号申告書」に記載した個人番号を利用すること、その情報に基づき決定した利用者負担額を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 京丹波 太郎 保護者氏名 京丹波 瑞穂
※児童の親の他に生計主宰者がおられる場合は、生計主宰者が記名してください。

…保育所枠（2号・3号認定）を希望される場合のみ下記にご記入ください。…

④保育の利用を必要とする理由等

続柄	必要とする理由	備 考
父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DVの危機 ☐ 育児休業 ☐ その他 ＜具体的な状況（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況など＞ 京丹波町役場で子育て支援課に所属。 午前8時30分から午後5時15分まで勤務。	
	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学・職業訓練 ☐ 虐待・DVの危機 ☐ 育児休業 ☐ その他 ＜具体的な状況（勤務先・就労時間・日数等や疾病の状況など＞ 京丹波町病院で看護師として午前8時30分から午後5時15分まで勤務。土曜日や夜勤もある就労形態。	
利用曜日	利用時間 ※土曜日除く	
① 月～金曜日 ② 月～土曜日	午前 8時20分 ～午後 5時40分 まで	
優先利用 該当項目	・生計中心者の失業 ・育児休業明け ・その他（ ）	
認定区分 の 選 択	・「保育短時間」を希望	
入園の可否		
可 ・ 否 （否とする理由）	自 : 年 月 日 至 : 年 月 日	
〔 ☐ 施設型 ☐ 地域型 ☐ 特例施設型 ☐ 特例地域型〕		
入園施設（事業者）名		
☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 地域型（ ☐ 小規模 ☐ 家庭的 ☐ 居宅 ☐ 事業所）		
備 考		

②を選択される場合、就労証明書により保護者が土曜日に勤務していることを証明いただく必要があります。

就労時間が120時間以上の方であって、「保育短時間」を希望される場合は○印を付けてください。

就労証明書により、次のことを確認のうえ記入してください。
・就労時間が月に48時間以上120時間未満の場合
…午前8時30分～午後4時30分の間で、保育ができないと認められる時間を記入することができます。
・就労時間が120時間以上の場合
…午前7時30分～午後6時30分の間で、保育ができないと認められる時間を記入することができます。
※希望時間の確認であり、就労証明書に基づき利用時間を設定しますので、記入された時間の保育を確約するものではありません。